

## 墨田区（報道）

平成30年6月29日 児玉

～平成30年第2回墨田区議会定例会が閉会～

### 「すみだ生涯学習センター条例」などを可決

6月12日（火）から開会されていた平成30年第2回墨田区議会定例会は、本日午後1時から本会議が開会され、「すみだ生涯学習センター条例」や「墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」を含む条例7件のほか、「墨田区総合運動場施設整備工事請負契約」を含む契約5件及びその他2件を原案どおり可決した。また、議員提出議案「見た目問題」に関する意見書を含む5件の意見書を可決した。本日の会議をもって18日間の会期を閉じた。

本会議最終日となる本日は、すみだ生涯学習センターの設置目的を見直すほか、その管理を指定管理者に行わせる場合の手続き、管理の基準、業務の範囲等に関して必要な事項を定める「すみだ生涯学習センター条例」や文花二丁目南地区における市街地の防災性向上及び快適な都市空間の形成を誘導するため条例の適用区域を追加する等の「墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」を含む、区長提出議案14件が原案どおり可決された。また、議員提出議案「都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書」、「見た目問題」に関する意見書、「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済に関する意見書」、「国民健康保険制度改革に関する意見書」、「日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しに関する意見書」の5件の意見書が可決された。

定例会の閉会にあたり山本 亨 墨田区長は、「6月12日から本日まで18日間にわたり開会され、その間、当初におきまして、私どもから条例案7件、その他7件をご提案させて頂きました。議員の皆様には、連日、本当に熱心にご審議いただき、各議案についてすべてご決定を賜り、誠にありがとうございました。

本会議質問や各常任委員会の審議の中で、皆様から頂きました様々な視点からの貴重なご意見につきましては、今後の区政運営に可能な限り活かしていきます。

本議会開催中の18日、大阪府北部地域を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、多くの方が被災されました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。今回の地震では、ブロック塀が倒壊し、歩行者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。区では、現在、小中学校を含む区有施設についてのブロック塀等の状況などについて、安全性の調査を実施し、対応を進めています。今回の震災の状況も踏まえ、今後もさらなる防災対策に取り組んでいきます。

さて、皆様には、議会改革に熱心に取り組まれているところですが、新議長さんのもと、議会基本条例制定に向けての活発なご議論をはじめ、区議会の更なる活性化をご期待申し上げます。

結びに、本定例会におきます皆様方の真摯なご議論に対して重ねて感謝を申し上げますとともに、今後とも区政発展に向けてご活躍頂きますよう祈念をし、私のごあいさつといたします。」などと挨拶した。

《資料》別紙1 議事日程第4号（6月29日） 別紙2～6 議員提出議案（意見書）

《問い合わせ》区議会事務局次長 瀬戸 5608-6351

平成30年第2回墨田区議会定例会議事日程 第4号

平成30年6月29日午後1時 開 議

- 第 1 議案第44号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 2 議案第45号 すみだ生涯学習センター条例
- 第 3 議案第46号 墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第47号 災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第48号 墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第49号 墨田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第50号 墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第52号 すみだ生涯学習センター本館内部改修その他工事請負契約
- 第 9 議案第53号 墨田区総合運動場施設整備工事請負契約
- 第10 議案第54号 特別区道墨122号路線整備工事請負契約
- 第11 議案第55号 物品の買入れについて
- 第12 議案第56号 負担付贈与の受入れについて
- 第13 議案第57号 東向島児童館分館の指定管理者の指定について

委員会審査報告

- 第14 都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する陳情
- 第15 同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情
- 第16 「見た目問題」に関する陳情

委員会審査報告

- 第17 議案第51号の訂正について
- 第18 議員提出議案第3号 都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書
- 第19 議員提出議案第4号 「見た目問題」に関する意見書
- 第20 議員提出議案第5号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済に関する意見書
- 第21 議員提出議案第6号 国民健康保険制度改革に関する意見書
- 第22 議員提出議案第7号 日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しに関する意見書
- 第23 委員会の閉会中継続調査申出について

## 都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書

現在、都営住宅の入居に当たっては、魚及び小鳥等の小動物を除いて、ペット飼育を禁止しており、これを確約させるため、新規入居者に対し確認書に署名及び捺印を求めています。

しかし、現状では、居室内外におけるペット飼育が横行しています。これに対して、都営住宅の管理を受託している東京都住宅供給公社は、団地内にペット飼育禁止についての張り紙や戸別に訪問して指導していますが、これに応じる入居者はごくわずかです。

法的には、ペット飼育の禁止に違反しているとの理由だけでは「信頼関係が破壊」された場合に当たらず、東京都が入居者に対して、建物退去・明渡し請求することは困難だと思われませんが、東京都自らがペット飼育を禁止して確認書まで求めている以上、これを徹底させることは、行政への信頼を維持する観点から、必要不可欠の対応であると考えます。

他方で、独居高齢者等にとって、ペットが心のゆとりにつながることは理解でき、そのような観点から、昨今、ペット飼育が増えているものと推測されますので、ペット飼育による入居者間の紛争を回避する方法についての検討も必要です。

よって、墨田区議会は、東京都に対し、下記事項について取り組むよう強く要望します。

### 記

- 1 都営住宅において、ペット飼育の実態に関する調査を行うこと。
- 2 都営住宅において、ペット飼育の禁止に関する巡回指導を強化すること。
- 3 都営住宅において、ペットの糞尿対策を強化すること。
- 4 今後の課題として、都営住宅において、ペットを飼育することができる棟と飼育することができない棟を分けるなど、ペット飼育のあり方について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年6月 日

墨田区議会議長名

東京都知事 あて

## 「見た目問題」に関する意見書

私たちの社会には、先天的又は事故及び病気等による後天的な理由で、人目に触れる部分に生じている特徴的に目立つ症状によって、様々な社会的困難を抱える人たちがいます。具体的な症状としては、顔や体に生まれつきあるアザ、事故や病気による傷痕、変形、欠損、まひ及び脱毛等があります。

彼らが直面する社会的困難とは、他者とは異なる見た目による侮辱、それを引き金とした自己肯定感及び自己効力感の低下、そして無業者化及び未婚化等、社会との断絶です。

日本には、「見た目問題」に関する公的な統計が存在しないため、正確な人数は不明ですが、イギリスの支援団体「Changing Faces (チェンジングフェイス)」が平成19年に実施した調査を参考にすれば、イギリスには「見た目問題」当事者が54万2,000人いるとされており、日本の人口はイギリスの約2倍で、かつ、疾患の発生率に地域や人種による偏りは特に見られないことから、日本にはおよそ100万人、126人に一人の割合で「見た目問題」当事者がいると推測されます。

このため、日本においても、「見た目問題」に関する調査を行い、対策を講ずるなど、「見た目問題」当事者への対応を行う必要があると考えます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、「見た目問題」の実態を把握し、その結果を踏まえ、特に先天的な「見た目問題」について、カツラ・エピテーゼ等に対する助成金の創設や就職差別の禁止等、「見た目問題」に関する施策を検討するよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年6月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

} あて

## 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済に関する意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らは約25,000人です。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは16,475人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。国内でも謝罪や賠償を求める動きが活発になっており、旧法のもとで不妊手術を受けた障害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講ずるべきです。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、下記事項について取り組むよう強く要望します。

### 記

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年6月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

あて

## 国民健康保険制度改革に関する意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度の根幹をなすものです。

本年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位化されましたが、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至っておりません。国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、加入者一人当たりの医療費が高い一方、低所得者が多いため保険料負担能力が低いという現状があります。また、多子世帯ほど保険料が高くなるという問題もあります。そのため、墨田区も含めほとんどの自治体が一般会計からの繰入れで保険料の負担を抑制しています。

そのような中、国のガイドラインにおいて、一般会計からの繰入れの段階的解消が掲げられ、保険料の大幅な引上げが危惧されます。さらに、墨田区においては、転出入率が高いこと等により、保険料徴収率の向上に関し厳しい環境下に置かれるなど、区単独の努力では解決し得ない課題があります。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、国民健康保険制度が安定的、持続的に運営できるよう、下記事項について強く要望します。

### 記

- 1 定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国民健康保険財政を強化充実し、保険料の負担軽減を図るため、必要な財政支援を行うこと。
- 2 低所得者へのより一層の保険料負担軽減を図るため、国の責任において必要な財政措置を講ずること。
- 3 多子世帯への支援など、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の責任において財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年6月 日

墨田区議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

あて

## 日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しに関する意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した、株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより、本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生しました。しかも、当事業者は、契約違反である再委託まで行っていました。日本年金機構は、平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報の流出問題を起こしています。

ばく大な個人情報を管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題です。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならない日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきです。

よって、墨田区議会は、政府に対し、下記事項を取り組むよう強く要望します。

### 記

- 1 外部有識者の調査組織により本事案の業務プロセスを徹底的に検証し、改善を図ること。
- 2 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成30年6月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣 }  
厚生労働大臣 } あて